

FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証 及び持続可能性確認に係る経過措置について

令和2年11月
資源エネルギー庁

今年度WGにおける論点：全体像

第6回資料より抜粋

- 中間整理後の状況変化を踏まえ、今年度WGにおいては、「食料競合」・「ライフサイクルGHG」、「第三者認証スキームの追加」について、その内容を専門的・技術的に検討することとしてはどうか。
- なお、第三者認証スキームの追加については、関係者へのヒアリングを踏まえつつ検討を進めることとしてはどうか。

検討内容

<食料競合>

- **食料競合の回避**

⇒食料競合の懸念の無いバイオマス燃料の判断基準、確認方法

<環境、ライフサイクルGHG>

- **地球環境への影響**

⇒温室効果ガス（GHG）の算出、排出削減基準の検討など

<新第三者認証スキームの追加>

ご議論いただく論点

- **現行の持続可能性基準への適合**

⇒昨年の検討を踏まえ、追加の要請があった第三者認証スキーム（ISPO等）

前回WGまでの進捗と委員からの主な御指摘

- 第8回WGではFIT制度の下で持続可能性を確認するためのスキームとして追加の要請があった第三者認証について、第8回WG時点で確認できる範囲で適用結果を整理した。
- 前回までのWGでは、委員から以下のような指摘があった。

第6回・第7回・第8回WGでの御指摘

- 昨年度は既に運用が開始され認証実績のある第三者認証スキームを念頭においてきたが、今回提案されたスキームの中には、新たに規定を策定しているものも多い。これらのスキームについては、持続可能性基準を遵守した燃料に対して認証が適切に付与されているのかを確認できる体制構築が重要。
- 規定の準備段階であり、認証開始されていない第三者認証スキームについては、どのような段階になったら、FIT制度で認めるかについて整理しておく必要がある。
- 評価基準と比較して、基準を満たすことが十分に確認できなかった各認証制度の原則・基準について、どのような項目が不足であったかを明確にすべき。

FIT制度が求める持続可能性の評価基準とその個別認証の適用

- 第8回WG以降、以下について、追加的に確認を行った。
 - GGL（Green Gold Label）について、2020年11月に制度事務局より新たに制度の修正提案のあった文書（GGL 1d. 日本市場への供給に向けた導入文書）において、温室効果ガス等の排出・汚染削減について基準が追加された点を確認した。
 - なお、GGLの文書は、2020年11月にGGL理事会の承認を受けて発行済みである。
- これらの確認結果を踏まえて、FIT制度の下で持続可能性を確認するためのスキームとして認められる第三者認証について、評価基準と、その個別認証への適用結果を、現時点で確認できる範囲で、次頁のとおり整理した。

GGLの修正点（温室効果ガス等の排出・汚染削源）

評価基準		RSPO 2013	GGL（修正前） ※第8回WG資料より引用	GGL（修正後） ※本資料より
環境	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	■ <u>温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。</u> (5.6) ■ <u>新たな農園開発は、GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。</u> (7.8)	■ <u>収集業者は、温室効果ガス排出量を削減するために、明確な目標及び利用可能な最善の技術(BAT)の評価を含む計画を持ち、その計画を実施しなければならない。</u> (基準1.1) ■ 加工拠点の全ての業務に対して管理システムが整っている。管理システムには、GHG排出量の削減、事業効率の向上、大気や水などの資源の保護を含むが、これに限定されない。事業者の環境への意欲と対策を概説したセクションが含まれている。(基準5.5)

持続可能性の評価基準と個別認証への適用

● FIT制度の下で持続可能性を確認するためのスキームとして認められる第三者認証について、現時点で確認できる範囲で評価した結果は、下表のとおり。

※2020年11月時点

担保すべき事項		評価基準 (RSPO2013を元に作成)	適用の 必要性	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの								PKS第三者認証 創設準備委員会 の認証制度
				RSPO 2013	ISCC 固体 パーム		ISPO	MSPO Part2 Part3 Part4			GGL	
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	○	—	○	—	—	—			
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	○	—	○	○	—	○			
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	○	—	—	—	—	○			
			加工	○	—	—	—			○	○	—
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	—	○	○	—	○			
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	栽培	○	—	○	○	○	○			
			加工	○	○	○	○			○	○	—
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	—	○	—	—	—			
			加工	○	○	○	—			—	○	—
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	—	○	○	—	○			
			加工	○	○	○	○			○	○	—
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○	—	○	—	○	○			
			加工	○	○	○	—			○	○	—
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	—	○	—	—	○			
			加工	○	○	○	—			○	○	○
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	—	○	○	—	○			
			加工	○	○	○	○			○	○	—
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○	○	○	—	○	○	○	○	—
認証における第三者性の担保		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 PKS等副産物については、発生地点（例えば、PKSであれば搾油工場）以降の持続可能性を確認。
※2 国内に入ってから以降の農産物由来の海外バイオマス燃料の持続可能性は、原則、情報公開で担保。

(参考) 基準を満たすことが確認できなかった主な内容

■ ISCC : 固体

- 加工工程に対する要求事項が策定されているが、主産物の認証に用いる場合には、栽培工程までカバーされているか、確認ができなかった。また、加工工程における汚染物質の削減についての項目が確認されなかった。

■ ISCC : パーム

- 栽培工程におけるGHG・汚染物質の削減、加工工程における汚染物質の削減についての項目が確認されなかった。また、認証機関が個別パーム農園に対する審査を行わずサンプルベースで審査を行うことで十分であるのか、確認できなかった。

■ ISPO

- 現段階では関係省令が策定中であり、制度の詳細が確認できなかった。

■ MSPO : Part2

- 泥炭地の保全、温室効果ガス等の排出・汚染削減、生物多様性の保全、業務上の健康安全の確保、法令順守、情報提供・公開について、十分に確認を行うことができなかった。その理由として、対象となる独立した小規模農園は規模が小さく、その影響の度合いが最小限であるため、と説明があった。

■ MSPO : Part3

- 強制労働の排除についての項目は確認されなかった。その理由として、マレーシア国内法Anti-Trafficking in Persons and Anti-Smuggling of Migrants Act 2007で強制労働・人身売買の排除が担保されているため、と説明があった。MSPOでは当該項目の追加を検討中。

■ MSPO : Part4

- 強制労働の排除についての項目は確認されなかった。その理由として、マレーシア国内法Anti-Trafficking in Persons and Anti-Smuggling of Migrants Act 2007で強制労働・人身売買の排除が担保されているため、と説明があった。MSPOでは当該項目の追加を検討中。

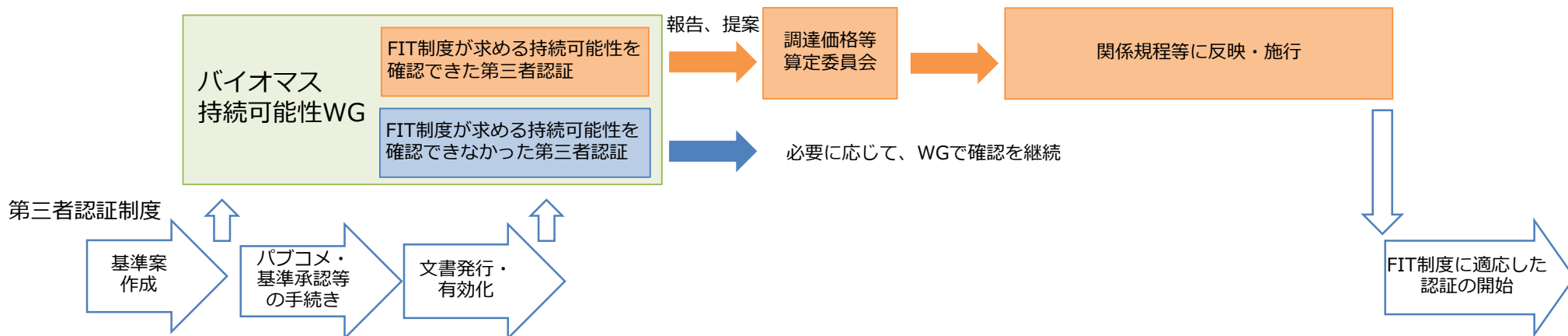
■ PKS第三者認証創設準備委員会の認証制度

- 温室効果ガス等の排出・汚染削減、事業者による土地所有権の確保、児童労働・強制労働の排除、業務上の健康安全の確保、労働者の団結権及び団体交渉権の確保、情報公開、サプライチェーン上の分別管理の担保についての項目が確認されなかった。

新第三者認証スキームの追加等について

- 今後の対応として、以下の通りとしてはどうか。
 - 確認結果に基づき、現行認められているRSPO（パーム油が対象）およびRSB（PKS及びパームトランクが対象）に加えて、GGL（PKS及びパームトランクが対象）を追加して認めてはどうか。
 - 今回の評価では不採用となった第三者認証について、改正が行われる等により、再度評価することを求められた場合は、本WGにおいて再検討してはどうか。
 - 新たな第三者認証が整備され、評価を求められた場合は、本WGにおいて検討してはどうか。
 - 今後の第三者認証の追加検討の時期については、例年、年末から年始にかけて調達価格等算定委員会が「翌年度の調達価格等に関する意見」を取りまとめることを踏まえ、本WGでは、原則、夏頃までに、追加の希望意思を事務局に示した第三者認証制度に関し、意見聴取等を行い、検討結果は、年内に調達価格等算定委員会に報告することとしてはどうか。

FIT制度における第三者認証の追加プロセス（例）



持続可能性確認に係る経過措置について

1. 現状

- パーム油については、2018年度から第三者認証（RSPOのみ）により持続可能性を確認しているところ、経過措置として、2021年3月31日までに限り、持続可能性の確保に関する自主的取組を前提条件としてRSPOによる持続可能性基準の取得が猶予されている。
- 同様に、PKS、パームトランクについては、2020年度から第三者認証（RSBのみ）により持続可能性を確認しているところ、経過措置として、2022年3月31日までに限り、持続可能性の確保に関する自主的取組を前提条件としてRSBによる持続可能性基準の取得が猶予されている。

【経過措置の前提条件】

「燃料調達元の農園の情報」、「持続可能性の確保に関する事業者の取組の内容」を自社のホームページ等で情報開示すること。

- しかしながら、第三者認証制度の運営団体における審査体制が十分に整わず認証取得に想定以上の時間を要していることに加え、燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響も想定され、猶予期間内の認証取得について不確実性が増大している状況。

※ 業界団体からも、認証制度側の監査体制や燃料調達国における新型コロナの状況等を考慮し、経過措置の延長を検討して欲しいという意見あり。

2. 経過措置の延長について

- FIT制度による支援の前提として、パーム油、PKSそしてパームトランクについて、第三者認証による「持続可能性」の確認が必要であることに変わりはない。
- 他方、第三者認証機関における審査が想定以上に遅延していること等は、発電事業者にとって予見困難な状況変化と考えられることから、現在の猶予期間では、発電事業者が、バイオマス燃料に係る第三者認証を取得する準備期間が十分に確保されているとは言えず、配慮が必要と考えられる。
- また、経過措置を延長したとしても、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という政府の基本方針に反しないのではないかと。
- こうした状況を踏まえ、パーム油、PKS及びパームトランクに関する持続可能性確認に係る経過措置をそれぞれ1年間延長するとともに、引き続き状況を注視することとしてはどうか。

以下、参考資料

ISCC Solid Biomassについて

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Solid Biomass基準の比較（環境）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISCC Solid Biomass	
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	■ 農園の開発にあたり、 <u>2005年11月以降に</u> 、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に <u>新規植栽されていない</u> 。	■ 2005年11月以降、 <u>原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること</u> 。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定されたHCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標7.3.1)	<栽培工程:本基準が主産物にも適用されるかについて確認中>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、 <u>限定的作付け</u> が提案された場合は、 <u>悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施</u> されるものとする。	■ 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標7.4.1) <u>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施</u> されるものとする。(指標7.4.2)	<栽培工程:本基準が主産物にも適用されるかについて確認中>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	■ <u>温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される</u> 。(5.6) ■ <u>新たな農園開発は、GHG排出量を最小限に留めるよう計画される</u> 。(7.8)	<栽培工程:本基準が主産物にも適用されるかについて確認中> ■ 加工過程における <u>GHGを含む汚染物質の削減</u> (基準3.1) ➢ 化石エネルギーを削減し、GHGおよび大気汚染物質の排出を削減させるための努力がなされる。(中略)事業者により <u>GHG排出削減計画が策定され、実施</u> される。(基準3.1.1)
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。	■ <u>希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する</u> 。(5.2) ■ 2005年11月以降、 <u>原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない</u> 。(7.3)	<栽培工程:本基準が主産物にも適用されるかについて確認中>

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Solid Biomass基準の比較（社会・労働）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISCC Solid Biomass
社会・労働	事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する ■ 土地所有権は明示され、法的又は慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2) ■ 地域住民が法的又は慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6) ■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地使用によって、他の土地所有者の法的又は慣習的な所有権を損ねてはならない。(2.3)	<栽培工程: 本基準が主産物にも適用されるかについて確認中> ■ 加工拠点における適切な土地利用権利(基準3.2) ➢ 事業者は、合法的に使用が認められかつ伝統的な土地権利が保障された土地で産業活動を実施していることを証明する。法的な所有あるいはリース、土地所有権および実際の土地利用の経緯が文書により示される。産業活動のために新しく土地を取得あるいは利用する場合には、FPICが適用される。(基準3.2.1)
	児童労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ 児童の雇用又は搾取を行わない。(6.7)	<栽培工程: 本基準が主産物にも適用されるかについて確認中> ■ 労働者の最低年齢は国・地方の規則およびILO条約(第138号および182号)を遵守する。加工拠点で未成年者を雇用しない。労働者の生年月日および労働者が関連法規制を認識していることを文書で示す。義務教育対象の年齢の子供は学校のある時間帯には雇用しない。(基準3.3.2)
	強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。(6.12)	<栽培工程: 本基準が主産物にも適用されるかについて確認中> ■ 加工拠点においてILO条約(第29号および105号)に定義される強制労働もしくは非自発的労働がない。労働者はIDやパスポートを加工拠点の管理者もしくは第三者に渡すよう強制されてはならない。(基準3.3.1)
	健康・安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保する ■ 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7) ■ 農薬は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6)	<栽培工程: 本基準が主産物にも適用されるかについて確認中> ■ 加工拠点における労働者の健康と安全の確保(基準3.4) ➢ 訓練の活動・参加者記録が保管される。(中略)訓練には、化学物質やその他危険物質の取り扱いを含む。(基準3.4.1) ➢ 加工拠点では健康、安全、衛生方針およびリスク評価の実施手順を文書で提示されなければならない。(基準3.4.4)
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される ■ 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6)	<栽培工程: 本基準が主産物にも適用されるかについて確認中> ■ 加工拠点における労働者の団結権と団体交渉権の確保(基準3.5) ➢ 選出された労働者もしくは労働者の組合が、労働者の意見を代表する。(基準3.5.1) ➢ 労働条件に関する交渉のため、労働者の組織と団体交渉が許されている。(基準3.5.2)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Solid Biomass基準の比較（ガバナンス）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISCC Solid Biomass
ガバナンス	法の遵守	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。 ■ 地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。 （2.1）	<栽培工程：本基準が主産物にも適用されるかについて確認中> ■ 加工拠点における 法律の遵守 （基準3.6） ➢ 事業者は、 全ての関連する国・地方の法律および批准された国際条約 を認識し、遵守する。また、関連法に基づく自らの責任を認識していることを示す。（基準3.6.1）
	情報提供・公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。 ■ オイルパーム生産者と搾油工場は、 RSPO基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。 この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。（1.1）	<栽培工程：本基準が主産物にも適用されるかについて確認中> ■ 加工拠点における 情報の提供と公開 （基準3.7） ➢ 周辺地域、コミュニティ、使用者、土地所有者に対する全ての環境・社会・文化的影響が考慮される。（中略）近隣コミュニティや先住民を含む参加型の社会影響評価を実施しなければならない。 評価レポートは近隣コミュニティに適切な言語で公開 される。（基準3.7.1）
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。 ■ 認証は5年間有効 、期限前に再評価を受けることが必要。 ■ 毎年の年次監査 を受ける必要がある。 ■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major（重大）」と「Minor（軽微）」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内（最大6カ月）に解決しない場合は認証取消となる。	■ 認証は 1年間有効 、毎年監査を受けて更新が必要。（4.2*） ■ 監査において、原則・基準との不適合は「Critical」「Major」と「Minor」に分けて評価される。（10.1**） ■ 「Critical」な不適合は 直ちに認証取消 、意図的など悪質な場合は最大60カ月間再審査を受けられなくなる。「Major」な不適合はその内容に応じて 6カ月～12カ月の認証一時停止 となり、その間に解決が求められる。「Minor」な不適合は警告を受ける。（10.2**）

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)

ISCC:「ISCC Solid Biomass Ver1.0」(2020年)、

「ISCC 201 System Basics Ver3.1」(2020年)(認証の更新・取消に関する記載*)「ISCC 102 Governance Ver3.0」(2016年)(認証の更新・取消に関する記載**)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Solid Biomass基準の比較（サプライチェーン認証）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISCC Solid Biomass
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	<u>IP</u> <u>SG</u> MB B&C	<u>IP</u> <u>SG</u>

（出所）「ISCC Solid Biomass Ver1.0」（2020年）（基準2.2）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Solid Biomass基準の比較（認証審査の第三者性）

評価基準			RSPO 2013	ISCC Solid Biomass
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	認証機関の認定プロセス	■ <u>認証機関（Certification Body）は認定機関（Accreditation Body）により認定される。</u> ■ 認定機関はASI（Assurance Services International）。	■ 認証機関は、<u>所管の国家公的機関によって承認</u>されるか、ISO/IEC17065（製品認証機関の認定）に基づき認定された機関である。（3.2） ■ ISO IEC 17065 に基づく認定は、<u>IAF（国際認定フォーラム）メンバーか、認定のための欧州協力機構（European co-operation for Accreditation）と二者協定を結んだ認定機関</u>により行われる。（3.3）
		認証付与の最終意思決定	■ 認証機関が監査（audit）を行い、監査報告書を作成し独立した審査官（peer reviewer）に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて<u>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。</u> ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。	■ <u>認証機関が監査（audit）を行い、その結論に基づき認証を発行。</u>（4.3*）

ISCC Sustainable Palm Oilについて

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較（環境）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISCC Palm Oil
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	■ 農園の開発にあたり、 2005年11月以降に 、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に 新規植栽されていない 。	【栽培】 ■ 2008年1月1日以降、 生物多様性の高い もしくは炭素ストックの多い 土地の状態を変えてはならない 。原生林、森、自然保護や稀少もしくは絶滅危惧種・生態系を保全する目的で法律や関連当局により指定された地域、生物多様性の高い草地、炭素ストックの高い土地（特に沼地、継続的もしくはまばらない森林）、泥炭地を含む。（基準3.1）
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、 限定的作付け が提案された場合は、 悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施 されるものとする。	【栽培】 ■ 2008年1月1日以降、生物多様性の高いもしくは 炭素ストックの多い土地 の状態を変えてはならない。原生林、森、自然保護や稀少もしくは絶滅危惧種・生態系を保全する目的で法律や関連当局により指定された地域、生物多様性の高い草地、 炭素ストックの高い土地 （特に湿地、継続的もしくはまばらない森林）、 泥炭地 を含む。（基準3.1）
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される 。（5.6） ■ 新たな農園開発は、 GHG排出量を最小限に留めるよう計画される 。（7.8）	【栽培】 ■ 全ての活動に使われる燃料消費が記録され、面積あるいは収穫量あたりの燃料量がモニタリングされる。気候変動防止のためエネルギー消費量は可能な限り効率的でなければならない。化石燃料抑制と再エネ使用が推奨される。（基準2.10.2*）【Minorな要求事項】 【加工】 ■ 加工過程における GHGを含む汚染物質の削減 （基準3.5.1） ➢ 化石エネルギーを削減し、GHGおよび大気汚染物質の排出を削減させるための努力がなされる。（中略）事業者により GHG排出削減計画が策定され、実施 される。（基準3.5.1.1）
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する 。（5.2） ■ 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない 。（7.3）	【栽培】 ■ 2008年1月1日以降、 生物多様性の高い もしくは炭素ストックの多い 土地の状態を変えてはならない 。原生林、森、自然保護や稀少もしくは絶滅危惧種・生態系を保全する目的で法律や関連当局により指定された地域、 生物多様性の高い草地 、炭素ストックの高い土地（特に沼地、継続的もしくはまばらない森林）、泥炭地を含む。（基準3.1）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較（社会・労働）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISCC Palm Oil
社会・労働	事業者による土地所有権の確保	- 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する - 土地所有権は明示され、法的又は慣習的な使用権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2) - 地域住民が法的又は慣習的な使用権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6) - FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地使用によって、他の土地使用者の法的又は慣習的な使用権を損ねてはならない。(2.3)	【栽培】 - 生産者は、土地が正当に使用され、伝統的な土地の権利が確保されていることを証明することができる。(基準5.1*)【Majorな要求事項】 【加工】 - 加工拠点における適切な土地利用権利(基準3.5.2) - 事業者は、合法的に使用が認められかつ伝統的な土地権利が保障された土地で産業活動を実施していることを証明する。法的な所有あるいはリース、土地所有権および実際の土地利用の経緯が文書により示される。産業活動のために新しく土地を取得あるいは利用する場合には、FPICが適用される。(基準3.5.2.1)
	児童労働の排除	- 児童労働及び強制労働がないことを証明する - 児童の雇用又は搾取を行わない。(6.7)	【栽培・加工】 - 労働者の最低年齢は国・地方の規則およびILO条約(第138号および182号)を遵守する。加工拠点で未成年者を雇用しない。労働者の生年月日および労働者が関連法規制を認識していることを文書で示す。義務教育対象の年齢の子供は学校のある時間帯には雇用しない。(栽培:基準4.2.2*)【Majorな要求事項】 (加工:基準3.5.3.2)
	強制労働の排除	- 児童労働及び強制労働がないことを証明する - 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。(6.12)	【栽培・加工】 ILO条約(第29号および105号)に定義される強制労働もしくは非自発的労働がない。労働者はIDやパスポートを加工拠点の管理者もしくは第三者に渡すよう強制されてはならない。(栽培:基準4.2.1*)【Majorな要求事項】(加工:基準3.5.3.1)
	健康・安全の確保	- 労働者の健康と安全を確保する - 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7) - 農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6)	【栽培】 - 農家は、健康・安全・衛生に関する方針や手続きやリスク管理を示した文書を有する。(基準3.2.1*)【Minorな要求事項】 - 全ての労働者は、健康と安全に関する十分なトレーニングを受け、リスク評価に従って指示を受ける。(基準3.1.3*)【Minorな要求事項】 - 労働者の健康・安全及び良好な社会生活のための責任者を設ける。(基準4.2.11*)【Minorな要求事項】 【加工】 - 加工拠点における労働者の健康と安全の確保(基準3.4) - 訓練の活動・参加者記録が保管される。(中略)訓練には、化学物質やその他危険物質の取り扱いを含む。(基準3.5.4.1) - 加工拠点では健康、安全、衛生方針およびリスク評価の実施手順を文書で提示されなければならない。(基準3.5.4.4)
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	- 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される - 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6)	【栽培・加工】 - 労働者の団結権と団体交渉権の確保 - 選出された労働者もしくは労働者の組合が、労働者の意見を代表する。(栽培:基準4.2.9*)【Minorな要求事項】(加工:基準3.5.5.1) - 労働条件に関する交渉のため、労働者の組織と団体交渉が許されている。(栽培:基準4.2.10*)【Majorな要求事項】(加工:基準3.5.5.2)

＜参考＞ 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較（ガバナンス）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISCC Palm Oil
ガバナンス	法の遵守	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	■ 地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。(2.1)
	情報提供・公開	■ オイルパーム生産者と搾油工場は、RSPO基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1)	■ 生産/加工拠点における情報の提供と公開 ➢ 事業者は、全ての関連する国・地方の法律および批准された国際条約を認識し、遵守する。また、関連法に基づく自らの責任を認識していることを示す。(栽培:基準5.2*)【Majorな要求事項】(加工:基準3.5.6.1)
	認証の更新・取消	■ 認証は5年間有効、期限前に再評価を受ける必要がある。 ■ 毎年の年次監査を受ける必要がある。 ■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。	■ 栽培・加工 ■ 生産/加工拠点における法律の遵守 ➢ 事業者は、全ての関連する国・地方の法律および批准された国際条約を認識し、遵守する。また、関連法に基づく自らの責任を認識していることを示す。(栽培:基準5.2*)【Majorな要求事項】(加工:基準3.5.6.1)

＜各認証制度文書の出所＞

RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)

ISCC:「ISCC Solid Biomass Ver1.0」(2020年)(主に加工に対する基準)、

「ISCC202 Sustainability Requirements Ver3.0」(2016年)(主に栽培に関する基準*)

「ISCC 201 System Basics Ver3.1」(2020年)(認証の更新・取消に関する記載**)

「ISCC 102 Governance Ver3.0」(2016年)(認証の更新・取消に関する記載***)

＜要求事項について＞

Majorな要求事項:認証取得に100%の充足が必要、Minorな要求事項:Minorな要求事項のうち60%以上が要求を充足していれば認証取得。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較（サプライチェーン認証）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISCC Palm Oil
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	<u>IP</u> <u>SG</u> MB B&C	<u>IP</u> <u>SG</u>

（出所）「ISCC Sustainable Palm Oil Japan Ver1.0」（2020年）（2.2）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較（認証審査の第三者性）

評価基準			RSPO 2013	ISCC Palm Oil
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	認証機関の認定プロセス	■ <u>認証機関（Certification Body）は認定機関（Accreditation Body）により認定される。</u> ■ 認定機関はASI（Assurance Services International）。	■ 認証機関は、<u>所管の国家公的機関によって承認</u>されるか、ISO/IEC17065（製品認証機関の認定）に基づき認定された機関である。（3.2） ■ ISO IEC 17065 に基づく認定は、<u>IAF（国際認定フォーラム）メンバーか、認定のための欧州協力機構（European co-operation for Accreditation）と二者協定を結んだ認定機関</u>により行われる。（3.3）
		認証付与の最終意思決定	■ 認証機関が監査（audit）を行い、監査報告書を作成し独立した審査官（peer reviewer）に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて<u>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。</u> ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。	■ <u>認証機関が監査（audit）を行い、その結論に基づき認証を発行。</u>（4.3*）

（出所）
RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」（2017年）
RSPOウェブサイト（<https://rspo.org/certification/bodies>）
ISCC「ISCC 103 Requirements for Certification Bodies and Auditors Ver3.0」（2016 年）
「ISCC 201 System Basics Ver3.1」（2020 年）（認証付与の最終意思決定に関する記載*）

ISPOについて

評価基準		RSPO 2013	ISPO
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	■ 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること 。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定されたHCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。（指標7.3.1）	■ 天然林及び泥炭地の利用に対する 保護 （3） 1. 対象地が森林に該当する場合は、 土地利用に係る文書が備えられている 。 2. 県知事／市長からの 立地許可文書が備えられている 。（原則3における指標）
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	■ 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。（指標7.4.1） ■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする 。（指標7.4.2）	■ プランテーション会社が泥炭地で栽培を行う場合は、環境機能の破壊を生じることのないよう、泥炭地の性状に留意して行わなければならない。 1. 泥炭地での栽培のための 標準業務手順又は作業指示が備えられており、かつ法令を参照する 。 2. 栽培は、 深さ3m未満の泥炭地で行わなければならない 。また、泥炭層の下に鉋物層が珪砂や酸性硫酸塩土壌であってはならず、腐敗泥炭地において栽培が認められる。 3. 泥炭地からの炭素排出防止のため、地下水位を60-80cmの間に調整する。 4. 作物栽培の実行について文書化される。（指標2.2.1.4及びそのガイダンス）
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス（GHG）を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される 。（5.6） ■ 新たな農園開発は、 GHG排出量を最小限に留めるよう計画される 。（7.8）	■ GHG排出の緩和 ：植林会社は、 GHG排出源の目録を作成し緩和策を実施しなければならない 。（4.10） ■ 危険物質、有害物質及びその廃棄物の管理：危険物質、有害物質及びその廃棄物は 関連法に基づき管理されなければならない 。（4.3）
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する 。（5.2） ■ 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない 。（7.3）	■ 保護地域：植林会社は、関連法に従い 保護地域の特定及び保全を行わなければならない 。（4.8） ■ 生物多様性の保全：植林会社は事業地内の 生物多様性を維持・保全しなければならない 。（4.6）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISPO基準の比較（社会・労働）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISPO
社会・労働	事業者による 土地使用权の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明する ■ 土地使用权は明示され、法的又は慣習的な使用权を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2) ■ 地域住民が法的又は慣習的な使用权を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6) ■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地使用によって、他の土地使用者の法的又は慣習的な使用权を損ねてはならない。(2.3)	■ 対象地の許可：植林会社は所管官庁から対象地の許可証を取得しなければならない。(1.1) ■ 土地の権利：植林会社は土地の権利を「開発権」の形で保有しなければならない。(1.4) ■ 植林会社は意図した目的に従って土地の権利を行使しなければならない。(1.7) ■ 採掘許可地との重複：植林会社は関連法に基づき採掘許可地との重複を解決する合意を確立しなければならない。(2.3)
	児童労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ 児童の雇用又は搾取を行わない。(6.7)	■ 児童労働者の活用と労働者に対する差別（民族、人種、性別、宗教）の禁止：植林会社は関連法に基づき、未成年者を使用してはならず、また労働者を差別してはならない。(5.3)
	強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。(6.12)	—
	健康・安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保する ■ 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7) ■ 農薬は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6)	■ 職業的な健康と安全：植林会社は職業的な健康と安全の基準を適用しなければならない。(5.1)
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される ■ 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6)	■ 労働者団体の設置：植林会社は労働者の権利と要望を受け入れる窓口としての労働者団体の設置を支援しなければならない。(5.4) ■ 植林会社は被雇用者組合の設置を奨励、支援しなければならない。(5.5)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISPO基準の比較（ガバナンス）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISPO
ガバナンス	法の遵守	■ 地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。(2.1)	■ 植林対象地：植林事業者は <u>植林地を州や県・市の地域空間計画に従って使用することを担保しなければならない</u> 。(1.6) ■ 環境許諾に対する義務：植林会社は環境許諾に従って義務を履行しなければならない。(4.2)
	情報提供・公開	■ オイルパーム生産者と搾油工場は、 <u>RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する</u> 。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1)	■ 関連法に基づく除外対象者以外の <u>関係当局及び全ての関係者に対し、データ及び情報を提供する</u> 。(2.5)
	認証の更新・取消	■ 認証は5年間有効、期限前に再評価を受けることが必要。 ■ <u>毎年の年次監査</u> を受ける必要がある。 ■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ <u>年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。</u>	■ <u>認証は5年間有効</u> 、期限前1年以内に延長申請が必要。 ■ <u>毎年の年次監査</u> を受ける必要がある。 ■ 審査において、原則・基準との不適合がある場合には6カ月以内に解決されないと認証が付与されない。 ■ <u>年次監査で原則・基準との不適合が明らかになった場合、3カ月間の認証停止となる。3カ月以内に不適合が解決しない場合は認証取消となる。</u>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）
ISPO：「Principles and Criteria of Indonesian Sustainable Pam Oil (ISPO) Applicable to Plantation Company in Performing Integrated, Renewable Energy Palm Culture」（2015年）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISPO基準の比較（サプライチェーン認証）

第8回WG（2020年11月4日）資料1 より一部修正

評価基準		RSPO 2013	ISPO
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	IP SG MB B&C	農園・搾油工場に対する認証であり、 <u>搾油工場以降は、認証の対象外。</u>

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISPO基準の比較（認証審査の第三者性）

評価基準			RSPO 2013	ISPO
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	認証機関の認定プロセス	■ <u>認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。</u> ■ 認定機関はASI(Assurance Services International)。	■ <u>認証機関は、品質管理システム及び環境管理システムのための国家認定委員会(KAN)に認定され、ISPO委員会(ISPO Commission)の承認を受けた独立機関である。</u> (注)KANはIAFメンバー
		認証付与の最終意思決定	■ 認証機関が監査(audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官(peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて <u>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。</u> ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。	■ 認証機関が認証を行い、 <u>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下し、証書を発行する。</u> ■ 認証機関は、事業者がP&C基準充足に必要な措置を講じ、認証発行が終了した旨を、ISPO委員会に報告する。※

MSPOについて

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2	MSPO Part3	MSPO Part4	
			(40.46ha未満の独立した小規模農園向け)	(40.46ha未満の組織化された小規模農園、40.46ha以上のパーム油プランテーション向け)	(パーム油搾油所向け)	
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	■ 農園の開発にあたり、 2005年11月以降に 、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に 新規植栽されていない	■ 2005 年 11 月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな 作付けをしていない証拠が存在すること 。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定された HCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標7.3.1)	■ a) 独立小規模所有者は 高い生物多様性価値がある (high biodiversity value) と地域、州および国の法令で特定された 土地に植林してはならない 。(指標7.1.1) ■ 定義: 高い生物多様性価値がある土地とは、下記のうちの1つの状態を含む: 原生林 【以下略】	■ a) オイルパームは、 国もしくは州の生物多様性規則に従って実施される場合を除き、高い生物多様性価値 (high biodiversity value) の土地に植林してはならない 。(指標7.1.1) ■ 定義: 高い生物多様性価値がある土地とは、下記のうちの1つの状態を含む: 原生林 【以下略】 ■ 半島マレーシアの国家構造計画およびサバ森林管理ライセンス契約に基づくサバ森林管理ユニットで要求されているように、環境的に脆弱な 地域 (Environmentally Sensitive Areas: ESA) はオイルパームに転換しない。サバ州とサラワク州では、500ha以上の区域の新規植栽または再植栽には環境影響評価が必要となる。500ha未満100ha超の区域では、緩和策の提案 (Proposal for Mitigation Measures: PMM) が必要となる。(指標7.1.2)	<対象外>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、 限定的 作付け が提案された場合は、 悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする 。	■ 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標7.4.1) 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする 。(指標7.4.2)	■ —	■ 泥炭地における新規植林・再植林は、 泥炭地開発に関するMPOBガイドライン もしくは産業の優良事例 に従う場合に実施されうる 。(指標7.2.1)	<対象外>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	■ 温室効果ガス (GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される 。(5.6) ■ 新たな農園開発は、 GHG排出量を最小限に留めるよう計画される 。(7.8)	■ 全ての廃棄物及び 汚染源は特定されなければならない 。(指標5.3.1)	■ GHG排出、予定された廃棄物、固体・液体廃棄物 を含む全ての汚染活動の評価が実施されなければならない。(指標5.4.1) ■ 特定された重大な 汚染や排出を削減する行動計画が策定・実施されなければならない 。(指標5.4.2)	■ GHG排出、予定された廃棄物、固体・液体廃棄物 を含む全ての汚染活動の評価が実施されなければならない。(指標5.4.1) ■ 特定された重大な 汚染や排出を削減する行動計画が策定・実施されなければならない 。(指標5.4.2)

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2	MSPO Part3	MSPO Part4
環境	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する	■ 独立小規模所有者は、<u>懸念のある生物種や生息地について、その保全の必要性とともに基礎的な理解を示すべきである</u>。高い生物多様性価値を有する保護種やその生息地の情報は、森林局、森林研究機関、野生生物局等の関連政府機関から入手しうる。（指標5.5.1） ■ 独立小規模所有者は、<u>高い生物多様性価値がある地域、州および国の法令で特定された土地に植林してはならない</u>。（指標7.1.1）	■ 希少種、絶滅危惧種や生物多様性の価値の高いものが存在する場合、管理計画及び運用のための適切な措置として、<u>法的要件に基づく保護や違法活動の抑制等が実施されるべき</u>。（指標5.6.2） ※管理・モニタリング計画を含む高い生物多様性価値（HBV）評価がなされ、同計画の監査実施（出所*） ■ オイルパームは、国もしくは州の生物多様性規則に従って実施される場合を除き、<u>高い生物多様性価値の土地に植林してはならない</u>。（指標7.1.1）	<対象外>
		■ <u>希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する</u>（5.2） ■ 2005年11月以降、<u>原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV 地域で、新たな 作付けをしていない</u>。（7.3）			

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2	MSPO Part3	MSPO Part4
社会・労働	事業者による土地 使用権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地 使用権を確保している ことを証明する ■ 土地 使用権は明示され、法的 又は慣習的な使用権を有して いることを明示できる地域住民 から法的に異議を申し立てられ ていない。(2.2) ■ 地域住民が法的又は慣習的な 使用権を有していることが明示 される場合、FPICの実施及び交 渉による合意があるという前提 のもと、土地取得や権利放棄に 対する補償が地域住民に対し て行われる。(7.6) ■ FPICを実施しない状況下での オイルパームのための土地使用 によって、他の土地使用者の法 的又は慣習的な使用権を損ね てはならない。(2.3)	■ 独立小規模所有者は、自身の 土地所有権を証明しなければ ならない。(指標3.2.1) 注：認められた慣習的または合 法的に所有された土地が引き 継がれた場合、および、権利の 譲渡(例：売却)および支払いま たは合意された補償の提供の 文書による証明がある場合。 ■ 必要に応じ、認識されている土 地の慣習的権利の範囲を示す 適切な規模の地図が利用可能 であるべき。(指標 3.2.2)	■ 管理者は、自身のオイルパーム耕 作活動が他者の土地 使用権を損 なわないことを担保しなければなら ない。(指標3.2.1) ■ 管理者は、土地の法的 所有権もし くは借用権、土地使用権の履歴、 実際の土地使用状況に関する文 書を提供しなければなら ない。(指 標3.2.2) ■ 土地が慣習的 権利によって阻害 されている場合、企業はこうした権利 が認識されており、かつ脅かされ たり軽減されていないことを証明し なければなら ない。(指標 3.3.1) ■ 認識されている土地の慣習的権利 の範囲を示す適切な規模の地図が 示されなければなら ない。(指標 3.3.2)	■ 管理者は、自身のオイルパーム搾 油活動が他者の土地 使用権を損 なわないことを担保しなければなら ない。(指標3.2.1) ■ 管理者は、土地の法的 所有権もし くは借用権、土地使用権の履歴、 実際の土地使用状況に関する文 書を提供しなければなら ない。(指 標3.2.2) ■ 土地が慣習的 権利によって阻害 されている場合、企業はこうした権利 が認識されており、かつ脅かされ たり軽減されていないことを証明し なければなら ない。(指標 3.3.1) ■ 認識されている土地の慣習的権利 の範囲を示す適切な規模の地図 が示されなければなら ない。(指標 3.3.2)
	児童労働の排 除	■ 児童労働及び 強制労働がな いことを証明す る ■ 児童の雇用又は搾取を行わな い。(6.7)	■ 子供や若年者は雇用または搾 取されない。雇用の最低年齢 や条件は地域・州・国の法律を 遵守しなければならない。子供 や若年者による労働は家族農 園においては受入れられる、そ の際は大 人の監督の下、当事 者の教育が脅かされないように する。子供や若年者が危険な 労働条件にさらされない。(指 標4.3.5)	■ 子供や若年者は雇用または搾取さ れてはならない。雇用の最低年齢 や条件は地域・州・国の法律を遵 守しなければならない。子供や若 年者による労働は 家族農園にお いては受入れられる、その際は 大 人の監督の下、当事者の教育が 脅かされないようにする。子供や若 年者が危険な労働条件にさらさ れてはならない。(指標 4.5.14)	■ 子供や若年者は雇用または搾取さ れてはならない。最低年齢は地域・ 州・国の規則を遵守しなければなら ない。(指標4.5.14)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2	MSPO Part3	MSPO Part4
社会・労働	強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する	■ 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。（6.12）	■ ー ※国内法Anti-Trafficking in Persons and Anti-Smuggling of Migrants Act 2007で強制労働・人身売買の排除が担保されている。	■ ー ※国内法Anti-Trafficking in Persons and Anti-Smuggling of Migrants Act 2007で強制労働・人身売買の排除が担保されている。
	健康・安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保する	■ 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。（4.7） ■ 農薬は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。（4.6）	■ 独立小規模所有者は、公式の健康安全計画を持つ必要はないが、全ての作業が安全であることを担保しなければならない。（指標4.2.1）	■ 職業安全・健康の方針及び計画が文書化され、効果的に伝達され実施されなければならない。（指標4.4.1） ■ 職業安全・健康計画は以下の内容を含む【以下略】。（指標4.4.2）
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される	■ 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。（6.6）	■ ー ※Employment Act 1955で労働者の団結権・団体交渉権が担保されている。	■ 管理者は、全ての被雇用者の労働組合を組織もしくはこれに参加する権利を尊重し、適用する法や規則に従って団体交渉を促進するために代表者を有することを許容しなければならない。被雇用者は、産業に関連する労働組合に参加したり団体交渉のためにこれを組織する自由が与えられなければならない。被雇用者は、労働条件を調整・交渉する権利を有する。この権利を行使する被雇用者は、差別されたり悪影響に苦しむことがないようにすべき。（指標4.5.13）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2	MSPO Part3	MSPO Part4
ガバナンス	法の遵守	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	■ <u>地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する</u> 。(2.1)	■ 独立小規模所有者は、 <u>適用する全ての地域・州・国の法律と規則、及び批准済みの国際法と規則の遵守の認識を示さなければならない</u> 。(指標3.1.1)	■ 全ての作業者は、 <u>適用する全ての地域・州・国の法律と規則、及び批准済みの国際法と規則を遵守する</u> 。(指標3.1.1)
	情報提供・公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	■ オイルパーム生産者と搾油工場は、 <u>RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する</u> 。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1)	■ 管理者は、 <u>関係者から要求された情報を適切な言語及び様式で伝達しなければならない</u> 。ただし、商業上の機密性により制限される場合や情報の開示が環境や社会に悪影響を及ぼす場合を除く。(指標2.1.1)	■ 管理者は、持続可能な取組に関する環境、社会、法的課題といった <u>適切な情報を、適切な言語及び様式で他の関係者に伝達しなければならない</u> 。(指標2.1.1)
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	■ <u>認証は5年間有効</u> 、期限前に再評価を受けることが必要。 ■ <u>毎年の年次監査</u> を受ける必要がある。 ■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ <u>年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。</u>	■ <u>認証は5年間有効</u> 、期限前6カ月以内に更新審査を受け合格すれば継続。 ■ <u>初回審査もしくは前回監査から9カ月後以降12カ月以内に年次監査</u> を受ける必要がある。(**)	■ 管理者は、 <u>関係者から要求された情報を適切な言語及び様式で伝達しなければならない</u> 。ただし、商業上の機密性により制限される場合や情報の開示が環境や社会に悪影響を及ぼす場合を除き、 <u>公開されなければならない</u> 。(指標2.1.2)

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）、MSPO：「MS 2530-1:2013、MS 2530-2:2013、MS 2530-3:2013、MS 2530-4:2013」（2013年）、

* 「MEANS OF ASSESSING COMPLIANCE for Malaysian Sustainable Palm Oil (MS2530-3）」（2018年）、** 「Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) Certification Scheme」（2013年）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（サプライチェーン認証）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	MSPO (Part2-4共通)
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	<u>IP</u> <u>SG</u> MB B&C	<u>SG</u> MB (***)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（認証審査の第三者性）

評価基準			RSPO 2013	MSPO (Part2-4共通)
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	認証機関の認定プロセス	■ <u>認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。</u> ■ 認定機関はASI (Assurance Services International)。	■ <u>認証機関はStandards Malaysia により認定される。</u> Standards Malaysia の認定システムはMS ISO/IEC17021 等の信頼できる国際基準に準拠しており、提供される認定サービスが公平で差別的でなく信頼できるものであることを保証している。(**) ■ (注) Standards Malaysia はIAFメンバー
		認証付与の最終意思決定	■ 認証機関が監査(audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官(peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて <u>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。</u> ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。	■ 認証機関が監査(audit)報告書をMPOBに提出し、MPOB がこれを審査(review)。 <u>審査を踏まえて認証機関が最終報告書を作成し、認証機関の認証パネル(certification panel)に提出し、認証付与の判断を仰ぐ。</u> 認証機関がMPOBに認証付与を許可した旨を通知する。認証機関が認証を発行。(**)

(出所)
RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)
RSPOウェブサイト(<https://rspo.org/certification/bodies>)
MSPO **「Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) Certification Scheme」(2013年)
MSPO ***「Palm Oil Supply Chain Traceability Requirements」(2013年)

GGLについて

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、GGL基準の比較（環境）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	GGL	
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	■ 農園の開発にあたり、 <u>2005年11月以降に</u> 、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に <u>新規植栽されていない</u>	■ 2005 年 11 月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている <u>HCV地域で、新たな 作付けをしていない証拠が存在すること</u> 。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定された HCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。（指標7.3.1）	<対象外>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、 <u>限定的作付け</u> が提案された場合は、 <u>悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施</u> されるものとする。	■ 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。（指標7.4.1） <u>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。</u> （指標7.4.2）	<対象外>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	■ <u>温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。</u> （5.6） ■ 新たな農園開発は、 <u>GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。</u> （7.8）	■ 加工拠点の全ての業務に対して管理システムが整っている。管理システムには、GHG排出量の削減、事業効率の向上、大気や水などの資源の保護を含むが、これに限定されない、事業者の環境への意欲と対策を概説したセクションが含まれている。また、 <u>温室効果ガス、その他の排出物および汚染の削減計画を策定し、これらの排出・汚染を最小限度に留めるように実施されること。</u> （基準5.5）
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。	■ <u>希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。</u> （5.2） ■ 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている <u>HCV地域で、新たな 作付けをしていない。</u> （7.3）	<対象外>

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、GGL基準の比較（社会・労働）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	GGL
社会・労働	事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する ■ 土地所有権は明示され、法的又は慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2) ■ 地域住民が法的又は慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6) ■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地所有権によって、他の土地所有者の法的又は慣習的な所有権を損ねてはならない。(2.3)	■ 加工拠点の事業者は、設置されている土地を使用する法的権利を有している。(基準6.1)
	児童労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ 児童の雇用又は搾取を行わない。(6.7)	■ ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」(1998年)で定義されている労働における原則及び権利が維持され、遵守されていることを確保しなければならない。これには、以下が含まれる：(基準7.3) c) あらゆる形態の児童労働が排除される。
	強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。(6.12)	■ ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」(1998年)で定義されている労働における原則及び権利が維持され、遵守されていることを確保しなければならない。これには、以下が含まれる：(基準7.3) b) あらゆる形態の強制労働が排除される。
	健康・安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保する ■ 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7) ■ 農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6)	■ 労働者とスタッフの健康と安全が守られている。 ➢ すべてのスタッフと労働者の健康と安全は、リスクの特定、リスクを軽減するための安全プログラム、訓練、個人用保護具の提供を通じて保護されなければならない。(基準8.1) ➢ ILOの「農業における安全衛生条約」(2001年)及び「労働環境(大気汚染、騒音及び振動)条約」(1977年)の勧告に従うこと。(基準8.2)
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される ■ 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6)	■ ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」(1998年)で定義されている労働における原則及び権利が維持され、遵守されていることを確保しなければならない。これには、以下が含まれる：(基準7.3) a) 組合結成の自由と団体交渉の権利は、事業のすべての労働者に対して尊重される。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、GGL基準の比較（ガバナンス）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	GGL
ガバナンス	法の遵守	■ 地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。 (2.1)	■ すべての事業と取引において、 関連する国際、国内、地域の法律と規制が遵守 されている。(原則6)
	情報提供・公開	■ オイルパーム生産者と搾油工場は、 RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する 。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1)	■ この規格で要求されている経営者のコミットメントとすべての関連文書と手順が、 要求に応じて適切な形式と言語で利害関係者に提供され 、労働者とスタッフは労働者の権利と安全衛生の要求事項について知らされる。(原則9.1)
	認証の更新・取消	■ 認証は5年間有効 、期限前に再評価を受けることが必要。 ■ 毎年の年次監査 を受ける必要がある。 ■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。	■ 認証は最大5年間有効 。(4.14*) ■ 毎年の年次監査 を受ける必要がある。 ■ 監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。(2.1*) ■ 「Major」な不適合は 監査から3カ月以内に解決しないと認証一時停止 。4つ以上の「Major」な不適合がある場合は即座に認証停止。(2.1, 2.3*) ■ 「Minor」な不適合は1年以内に解決しないと「Major」に位置づけが変更される。(2.1*) ■ 一時停止から半年以内に不適合が解決しない場合は認証取消となる 。(2.5*)

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)

GGL:「GGL 1d. Instruction document for supplying the Japanese market Ver1.1」(2020年)、「Green Gold Label Certification Regulation V7-5」(2019年)(認証の更新・取消に関する記載*)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、GGL基準の比較（サプライチェーン認証）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	GGL
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	IP SG MB B&C	SG Controlled

（出所）GGL:「GGL 1d. Instruction document for supplying the Japanese market Ver1.1」（基準2.2 i)）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、GGL基準の比較（認証審査の第三者性）

評価基準			RSPO 2013	GGL
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	認証機関の認定プロセス	■ 認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。 ■ 認定機関はASI(Assurance Services International)。	■ 認証機関は、ISO17065に基づき 認定機関により認定 される。(3.3) ■ 認定機関は、European Accreditation(EA)の他者間協定のメンバー、もしくはIAFメンバーである。(3.3)
		認証付与の最終意思決定	■ 認証機関が監査(audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官(peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて 認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。 ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。	■ 認証機関が監査(audit)を実施後、監査プロセスに関わっていなかった認証機関メンバーが技術審査(review)を行う。その後、 監査を行ったメンバーが認証付与の決定 を下す。(4.12,4.13)

（出所）
RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)
RSPOウェブサイト(<https://rspo.org/certification/bodies>)
GGL「Green Gold Label Certification Regulation V7-5」(2019 年)

PKS第三者認証創設準備委員会の認証制度

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、PKS認証制度基準の比較（環境）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	PKS第三者認証創設準備委員会の認証制度	
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	■ 農園の開発にあたり、 <u>2005年11月以降に、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていない</u>	■ 2005 年 11 月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている <u>HCV地域で、新たな 作付けをしていない証拠が存在すること</u> 。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定された HCV地域の維持又は拡大 を最大限確保するものとする。（指標7.3.1）	<対象外>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、 <u>限定的作付け</u> が提案された場合は、 <u>悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施</u> されるものとする。	■ 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。（指標7.4.1） <u>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。</u> （指標7.4.2）	<対象外>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	■ <u>温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。</u> （5.6） ■ 新たな農園開発は、 <u>GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。</u> （7.8）	■ 申請組織は、要求事項に定められた算定範囲（バウンダリー）においてGHG 排出量の算定を行わなければならない。（要求事項（組織申請）4.1.） ■ 申請組織は、PKS 第三者認証準備委員会が認めた以下のワークシート等に基づき <u>GHG を算定しなければならない。</u> 1) JIA「 LCAワークシート（ PKS）」2020年 6月 15日（要求事項（組織申請）4.2.） ■ 申請組織は、 <u>初回審査時または更新審査時に算定したGHG 排出量を基準値とし、3 年間の GHG 排出量の平均値が基準値を下回るように、計画を立案し実施</u> しなければならない。立案した計画は <u>文書化し、実施した結果は記録として管理</u> しなければならない。（要求事項（組織申請）4.3.）
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する	■ <u>希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。</u> （5.2） ■ 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている <u>HCV地域で、新たな 作付けをしていない。</u> （7.3）	<対象外>

37

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、PKS認証制度基準の比較（社会・労働）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	PKS第三者認証創設準備委員会の認証制度
社会・労働	事業者による 土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する ■ <u>土地所有権は明示され、法的又は慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。</u>（2.2） ■ 地域住民が法的又は慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。（7.6） ■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地使用によって、<u>他の土地使用者の法的又は慣習的な所有権を損ねてはならない。</u>（2.3）	■ 申請組織は、申請組織、搾油工場、及び PKS の加工および流通業者に対して<u>関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価</u>しなければならない。（要求事項（組織申請）1.2.） ■ <u>申請組織は許容できない供給源でないことを示す以下の根拠を記録又は文書で明確にしなければならない。</u>（PKSデューデリジェンスシステム要求事項3.2） 1) 違法に開発された植栽エリア 評価対象地域において、<u>農地開発関連法等に順守していること</u> 評価対象地域において、権利の侵害が起きていないこと
	児童労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ <u>児童の雇用又は搾取を行わない。</u>（6.7）	■ 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して<u>関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価</u>しなければならない。（要求事項（組織申請）1.2.） ■ <u>申請組織は許容できない供給源でないことを示す以下の根拠を記録又は文書で明確にしなければならない。</u>（PKSデューデリジェンスシステム要求事項3.2） 2) 伝統的権利及び人権を侵害している植栽エリア 評価対象地域において、<u>児童労働が行われていないこと</u>
	強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ <u>強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。</u>（6.12）	■ 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して<u>関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価</u>しなければならない。（要求事項（組織申請）1.2.）
	健康・安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保する ■ 業務上の<u>健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。</u>（4.7） ■ 農業は、<u>健康又は環境を危険にさらさない</u>方法で使用される。（4.6）	■ 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して<u>関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価</u>しなければならない。（要求事項（組織申請）1.2.）
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される ■ 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって<u>労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。</u>結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は<u>全従業員が自立的に自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。</u>（6.6）	■ 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して<u>関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価</u>しなければならない。（要求事項（組織申請）1.2.）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、PKS認証制度基準の比較（ガバナンス）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	PKS第三者認証創設準備委員会の認証制度
ガバナンス	法の遵守	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	■ 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して <u>関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価</u> しなければならない。（要求事項（組織申請）1.2.）
	情報提供・公開	■ オイルパーム生産者と搾油工場は、 <u>RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する</u> 。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。（1.1）	■ 申請組織は、必要な場合、関係者の求めに応じて、 <u>取り扱っている PKS の情報に関する提供を行わなければならない</u> 。（要求事項（組織申請）1.3）
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。 ■ <u>認証は5年間有効</u> 、期限前に再評価を受けることが必要。 ■ <u>毎年の年次監査</u> を受ける必要がある。 ■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major（重大）」と「Minor（軽微）」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ <u>年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内（最大6カ月）に解決しない場合は認証取消となる。</u>	■ 第三者審査機関は、以下の審査を実施しなければならない。 1) 初回審査：申請組織が、第三者審査機関の認証が行われる前に初めて受ける審査 2) 定期審査：第三者審査機関の初回審査が行われた後、 <u>少なくとも一年ごと</u> に行われる定期的な審査 3) 更新審査：第三者審査機関の初回審査、又は更新審査が行われた後 <u>3年後</u> に行われる審査（要求事項（第三者審査機関）4.1） ■ 第三者審査機関は、あらゆる審査において、申請組織に対し要求事項および申請組織が構築した運用手順と適合しない状況を確認した場合、申請組織に「重大な不適合」と「軽微な不適合」の不適合を発行する。 ■ <u>第三者審査機関は、重要な不適合を発見した場合、申請組織に90日以内に解決することを伝えなければならない。申請組織が重大な不適合を期間内に解決できない場合、第三者審査機関は以下の処置を取らなければならない。</u> ■ 初回審査：申請組織に認証取得の意思がある場合、 <u>是正完了後に再審査</u> を行う。 ■ 定期審査・更新審査： <u>認証を一時停止</u> とする。その後さらに、審査機関と申請組織の間で取り決めた期間内（最大6カ月）に解決しない場合は <u>認証取消</u> とする。申請組織に認証取得の意思がある場合、是正完了後に「復帰の審査」を行う。（要求事項（第三者審査機関）4.4）

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）
PKS第三者認証創設準備委員会「PKS認証制度：要求事項（申請組織）初版」「PKSデューデリジェンスシステム要求事項 初版」
「PKS 認証制度：要求事項（第三者審査機関） 初版」（全て2020年）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、PKS認証制度基準の比較（サプライチェーン認証）

第8回WG（2020年11月4日）資料1より一部修正

評価基準		RSPO 2013	PKS第三者認証創設準備委員会の認証制度
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	IP SG MB B&C	申請組織は、管理対象組織に対し、少なくとも以下項目について管理を行わなければならない。 1) 供給連鎖 2) 分別管理 3) 取扱量に関する情報 4) 内部監査および教育訓練

（出所）PKS第三者認証創設準備委員会「PKS認証制度：要求事項（申請組織）初版」（2020年）（2.2）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、PKS認証制度基準の比較（認証審査の第三者性）

評価基準			RSPO 2013	PKS第三者認証創設準備委員会の認証制度
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	認証機関の認定プロセス	■ 認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。 ■ 認定機関はASI (Assurance Services International)。	■ 第三者審査機関の資格（要求事項（第三者審査機関）1.1） ➢ 1) ISO/IEC17065:2012「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の認定を得ているか、同等程度のマネジメントシステムを有すること ➢ 2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成28年6月3日公布（平成28年法律第59号）改正）に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか同等の経験を有する ➢ 3) 「PKS 第三者認証創設準備委員会」に認定 されている。
		認証付与の最終意思決定	■ 認証機関が監査(audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官(peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて 認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。 ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。	■ 認証付与の最終決定は第三者審査機関が行う。 （PKS第三者認証創設準備委員会への問合せに対する回答より） ■ 第三者審査機関は3年間有効な認証書を発行しなければならない。（要求事項（第三者審査機関）4.3）

（出所）
RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」（2017年）、RSPOウェブサイト(<https://rspo.org/certification/bodies>)
PKS第三者認証創設準備委員会「PKS認証制度：要求事項（申請組織）初版」「PKS 認証制度：要求事項（第三者審査機関）初版」（全て2020年）